

Y a h o o ! B B 光 マンションサービス規約

ソフトバンク B B 株式会社

第 1 章 総 則

第 1 条 (本規約の適用)

1. ソフトバンク B B 株式会社 (以下「当社」といいます) は、この Y a h o o ! B B 光 マンションサービス規約 (以下「本規約」といいます) に従い Y a h o o ! B B サービスのオプションサービスとして「Y a h o o ! B B 光 マンション」サービス (後記第 2 条第 (1) 項に定義し、以下「本サービス」といいます) を提供します。
2. 当社は、本規約に関する追加、変更、特約等の条件 (以下「特約条件」といいます) を別途定めることがあります。この場合、特約条件は本規約の一部を構成するものとします。本規約と特約条件との間に齟齬が生じた場合、特約条件が本規約に優先して適用されるものとします。
3. 本規約に定めない事項についてはヤフー株式会社が定める「Y a h o o ! B B サービス会員規約 (約款)」を準用するものとします。

第 2 条 (定義)

本規約において用いられる以下の用語はそれぞれ以下に記載する意味を有します。

- (1) 「Y a h o o ! B B 光 マンション」サービスとは、専用回線提供事業者の I P 接続専用サービスに係る専用回線および会員回線を使用して行うインターネット接続サービスをいいます。
- (2) 「サービス契約」とは、本サービスを利用するための本規約に基づく契約をいいます。
- (3) 「会員」とは、当社との間でサービス契約が成立した本サービスの利用者である個人をいいます。
- (4) 「電気通信設備」とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいいます。
- (5) 「電気通信サービス」とは、電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、又は電気通信設備を他人の通信の用に供することをいいます。
- (6) 「申込者」とは、当社にサービス契約の締結申込をした個人をいいます。
- (7) 「専用回線提供事業者」とは、本規約の附記第 1 項で定める電気通信事業者をいいます。
- (8) 「専用サービス契約約款」とは、専用回線提供事業者の定める I P 接続専用サービスに係る約款をいいます。
- (9) 「I P 接続専用サービス」とは、「専用サービス契約約款」に基づき提供される電気通信サービスをいいます。なお、I P 接続専用サービスに関する事項で本規約に定めのない事項については、「専用サービス契約約款」の定めに従うものとし、会員はこれを遵守するものとします。
- (10) 「専用回線」とは、I P 接続専用サービスに係る専用サービス取扱所と集合住宅側設備との間に設置される電気通信回線をいいます。
- (11) 「集合住宅側設備」とは、本サービスを利用するための集合住宅に設置する電気通信設備であり、第 3 条で定める区分のうち第 1 種サービスの場合には、I P 接続専用サービスに係る電気通信設備として「専用サービス契約約款」に基づき提供される光成端装置および回線終端装

置等をいい、第2種サービスの場合には、当社が設置する光成端装置およびメディアコンバーター等をいいます。

- (12)「会員回線」とは、会員が本サービスを利用するために用いる集合住宅側設備と会員の指定する場所までの回線であり、第3条で定める区分のうち第1種サービスの場合には、専用回線提供事業者が設置するものとし、第2種サービスの場合には、当社が設置するものとします。なお、タイプF（(20)（ハ）で定義します）においては、光成端装置から回線終端装置までの光回線部分を会員回線とします。
- (13)「主契約者」とは、専用回線の終端が属する集合住宅の所有者または管理組合等で、当社との間で集合住宅側設備の設置に関する契約を締結しているものをいいます。
- (14)「主契約」とは、主契約者及び当社間で締結される集合住宅側設備の設置に関する契約をいいます。
- (15)「相互接続点」とは、当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点をいいます。
- (16)「協定事業者」とは、当社と協定を締結している電気通信事業者をいいます。
- (17)「特定協定事業者」とは、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社をいいます。
- (18)「協定事業者等」とは、協定事業者または特定協定事業者あるいはその両方をいいます。
- (19)「接続機器」とは、本サービスを利用するために必要な光BBユニット等の接続機器をいいます。
- (20)「当社工事」とは、第3条で定める区分のうち第1種サービスの場合には「専用サービス約款」に基づく工事であり、専用回線提供事業者の委託により当社が実施する工事をいい、第2種サービスの場合には当社が実施する工事をいいます。当社工事は、本サービスのタイプごとに以下の工事をいいます。
- (イ) タイプV（会員回線を銅線を利用して本サービスを提供するタイプをいいます）の場合は、集合住宅の共有部分内において会員の電話回線を集合住宅側設備につなぎ換える工事をいいます。
- (ロ) タイプE（会員回線をLANケーブルによる配線を行って本サービスを提供するタイプをいいます）の場合は、LANケーブルの宅内への引き込み工事および会員宅内でのLAN用モジュラージャックの取り付け工事をいいます。
- (ハ) タイプF（集合住宅側設備のうち、回線終端装置を集合住宅の居室内に設置し、光成端装置から回線終端装置までを光回線による配線を行って本サービスを提供するタイプをいいます）の場合は、光回線の宅内への引き込み工事および居室内での回線終端装置の取り付け工事をいいます。
- (21)「消費税等相当額」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき課税される消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき課税される地方消費税の額に相当する額をいいます。
- (22)「料金等」とは、本サービスの利用料金その他の債務およびこれにかかる消費税等相当額をいいます。
- (23)「開通日」とは、当社工事の完了日の7日後をいいます。
- (24)「指定レンタル事業者」とは、接続機器を会員に対してレンタルする事業者として当社が指

定する事業者をいいます。

第2章 本サービスの内容

第3条（本サービスの区分）

1. 本サービスには、次の二つの区分があります。
 - (1) 第1種サービス（ソフトバンクテレコム株式会社を専用回線提供事業者として提供するもの）
 - (2) 第2種サービス（東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社を専用回線提供事業者として提供するもの）
2. 第1種サービスにはタイプV、タイプEおよびタイプFがあり、第2種サービスにはタイプVおよびタイプEがあります。

第4条（サービス提供区域）

1. 本サービスの利用に係る専用回線の終端は、当社が別に定める区域内とします。
2. 相互接続点の接続場所等の条件については、当社と協定事業者等との間の相互接続協定に基づき変更される場合があります。

第3章 契約

第5条（契約の単位）

当社は、会員回線ごとに一つのサービス契約を締結します。この場合、契約利用者は一つの本サービスについて一人に限られるものとします。

第6条（契約の申込）

サービス契約の申込は、予め本規約に同意の上、当社が定める方法により、当社に対し行うものとします。

第7条（契約の成立）

1. サービス契約は、前条に従い申込者により本サービスの申込がなされ、当社が当該申込を承諾することを条件として、当社が会員から当社工事の実施希望日を受領したときに成立するものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には本サービスの申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 専用回線提供事業者のIP接続専用サービスに係る承諾を得られないとき。
 - (2) 会員回線の終端が属する集合住宅に集合住宅側設備が設置されていないとき。
 - (3) 会員回線の終端が属する集合住宅に設置された同一の集合住宅側設備を共同で利用する会員または申込者が、当社が別途規定する人数に達していないとき。
 - (4) 過去に不正使用などにより利用契約を解除されていることまたは本サービスもしくは当社が提供する他のサービスの利用を停止されていることが判明したとき

- (5)会員が当社または他の事業者のDSLサービスその他本サービスと両立しないサービスの提供を受けているとき。
- (6)申込者が満18歳未満のとき。
- (7)本サービスの申込を受諾するだけの電気通信設備の余裕がないとき。
- (8)本サービスを提供することが技術上その他の理由により困難なとき。
- (9)協定事業者等との相互接続協定の条件に合致しないとき。
- (10)入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載があったとき。
- (11)当社の業務の遂行に著しく支障があるとき。
- (12)その他当社が適当でないと判断するとき。

第8条（契約の変更）

- 1. 会員は、第6条に定める契約申込時に回答した事項について変更が生じた場合には、直ちにその旨を当社所定の方法に従い当社に報告するものとします。
- 2. 当社は、当社の裁量により必要と判断した場合には、前項に定める変更内容を証する書類の提示を求めることができるものとします。
- 3. 会員が本条第1項に定める報告を怠ったことにより会員に生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第9条（住所の移転）

- 1. 会員が住所等を移転する場合、会員は第24条の規定に従い当社に対し解約の通知を行うものとします。
- 2. 前項の解約通知がなされず、もしくは解約通知が遅れたことにより、解約手続が遅れた場合でも、会員はサービス契約の終了までに発生する当社に対する料金等の債務を支払うものとします。
- 3. 本条に従い会員が本サービスを解約する場合、会員は、第34条第2項および第35条で定める各サービス規約の定めに従い接続機器を返還するものとします。

第4章 料金等の支払

第10条（料金等）

- 1. 本サービスの利用料金、工事費等は、別表記載のとおりとします。
- 2. 本サービスの利用料金および工事費等は、インターネット接続サービスの提供区間とIP接続専用サービスの提供区間と合わせて当社が設定するものとします。
- 3. 前2項の規定に基づき会員が当社に対して支払うべき利用料金及び工事費等については、当社は、第三者にその回収業務を委託することができるものとします。

第11条（料金等の支払）

- 1. 会員は、本サービスの利用料金、工事費等を当社に支払っていただきます。
- 2. 料金等の計算方法及び支払方法、解約時の取扱い等については「Yahoo! BBサービス

利用規約（約款）」に定めるところによるものとします。ただし、本サービスの利用開始月についての本サービスの利用料金は、Yahoo! BBサービス会員規約（約款）第18条第1項の規定にもかかわらず、開通日から起算し、契約成立日の属する月の末日までの間の日割計算をします。

3. 当社は、本規約において明示的に定める場合の他、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った初期費用、利用料金及び工事費等について、一切返還する義務を負わないものとします。

第12条（最低利用期間及び違約金）

1. 本サービスは、開通日の属する月を含む6ヶ月間を最低利用期間として提供されるものとします。
2. 会員によるサービス契約の解約、当社が提供する他のサービスへの変更または当社によるサービス契約の解除により、前項の最低利用期間が経過する前にサービス契約が終了した場合、会員は、サービス契約終了月の翌月から最低利用期間の満了月までの月数に2,000円を乗じて算出した金額を違約金として当社に一括して当社が定める期日までに支払うものとします。但し、本規約の定めに従い当社が会員に対し損害賠償に応じるべき事態が発生し、これを理由として当該会員からサービス契約の解約がなされた場合には、この違約金は発生しないものとします。

第5章 その他

第13条（通知・連絡等）

1. 当社は、会員への通知・連絡等を、当社ホームページに掲載して行うことがあります。
2. 会員は、随時、当社ホームページを閲覧し、当社からの通知・連絡等を確認するものとします。
3. 本規約に基づいて当社が会員に対する通知を行うことを要する場合、当社は、通知すべき内容を当社のホームページ上に掲示することにより、当該通知に代えることができるものとします。
4. 会員が当社ホームページを確認したか否かに関わらず、当社がホームページ上に通知・連絡等を掲載してから24時間を経過した場合、全ての会員に対し、通知・連絡等がなされたものとみなされるものとします。

第14条（本サービスの中止・停止等）

1. 当社は天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、電気通信事業法第8条で定める重要通信を確保するために会員に事前に通知することなく、会員に対する本サービスの全部または一部を中止する措置をとることができるものとします。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員に事前に通知することなく、また何ら責任を負うことなく本サービスの全部または一部の利用を中止または一時停止をすることができるものとします。

- (1)本サービスを提供するために必要な当社の設備、機器、システム等の保守上または工事上やむを得ない場合、またはこれらに障害が生じた場合。
 - (2)協定事業者等が提供する電気通信サービスの提供が中止、休止、停止または制限された場合。
 - (3)協定事業者等との協定に基づく接続が停止または制限された場合。
 - (4) 前各号の他、当社が営業上または技術上やむを得ないと判断した場合。
 - (5)主契約者が主契約に違反した場合および主契約に基づく債務の履行の遅延または不履行のあった場合。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの責任を負うことなく、本サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。
- (1)本サービスを提供するために必要な当社の設備、機器、システム等の全部または一部が滅失または復旧困難な程度に破損した場合。
 - (2)当社または協定事業者等が提供する電気通信サービスの全部または一部が廃止された場合。
 - (3)協定事業者等との協定が契約期間満了、解除その他の事由により終了した場合。
 - (4)前各号の他、当社が営業上または技術上やむを得ないと判断した場合。

第15条 (免責事項)

1. 当社は、本サービスの内容、及び会員が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証も行いません。
2. 本サービスの提供、遅滞、変更、停止、中止もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、またはその他本サービスに関連して発生した会員の損害について、当社は本規約にて明示的に定める以外一切責任を負いません。
3. 集合住宅側設備の障害に起因して当社が本サービスを提供できない場合において、当社が当該集合住宅側設備が設置されている施設や居室内等に立ち入ることができず、当該障害の復旧が遅延したことにより会員に発生する損害については、当社は一切の責任を負いません。

第16条 (専用回線提供事業者との契約)

1. 会員が本サービスの提供を受けるためには、当社の他に、専用回線提供事業者とのIP接続専用サービスに係る利用契約が必要となります。なお、第6条に定めるサービス契約の申込みにより、IP接続専用サービスの利用申込みを行ったものとします。
2. 会員が前項の契約を行わない場合、専用回線提供事業者が前項の契約を拒絶した場合、又は前項の契約が終了した場合、当社はサービス契約の申込を拒絶し、又はサービス契約を解除できるものとします。
3. 当社は、会員の便宜のため、もしくは専用回線提供事業者との取り決めにより、会員の専用回線提供事業者に対する契約申込受付手続その他の手続等を自ら代行し、あるいはこれらを他の電気通信事業者等に委任することができるものとします。
4. 当社は、専用回線提供事業者の管理する電気通信設備及び専用回線提供事業者の提供するサービスの品質を保証せず、一切責任を負いません。
5. 当社は、利用料金等の額の算出その他本サービスの提供に必要な場合には、専用回線提供事業者から専用回線提供事業者の保有する会員の情報を取得できるものとし、会員は、

あらかじめ異議なくこれを了承するものとします。

6. 当社は、専用回線提供事業者の責めに帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合であって、当社が専用回線提供事業者から損害賠償を受領した場合には、当該受領額を本サービスが利用できなかった会員全員に対する損害賠償総額の限度額とし、賠償請求に応じるものとします。

第6章 会員の義務

第17条（サービスの利用）

1. 会員は、本規約その他当社が随時通知・連絡等する内容に従い、本サービスを利用するものとします。
2. 会員は、第三者に対し、本サービスを利用させることはできません。会員回線または会員ID及びパスワードを用いて本サービスが利用された場合には、会員自身が本サービスを利用したものとみなします。
3. 前項の他、当社は、本サービスの種類等に応じ、その利用にあたって別途制限事項を設けることがあります。この場合、会員は当該制限事項に従うものとします。
4. 会員は、本サービスを通じて発信する情報につき一切の責任を負うものとし、当社に何等の迷惑または損害を与えないものとします。
5. 本サービスの利用に関連して、会員が他者に対して損害を与えた場合、または会員が他者と紛争を生じた場合、当該会員は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何等の迷惑または損害を与えないものとします。

第18条（ID及びパスワードの管理）

1. 本サービスの利用に関して会員にID及びパスワードが付与される場合、当該会員は、ID及びパスワードを管理する責任を負います。
2. ID及びパスワードの譲渡、名義変更はできません。
3. 当社は、ID及びパスワードの使用上の過誤や第三者の使用による損害の責任を負いません。
4. 会員は、ID及びパスワードを忘れた場合や第三者に知られた場合には、速やかに当社に届け出るものとします。

第19条（サービス利用環境の維持）

1. 会員は、本サービスを利用するために必要な機器、設備及び通信回線等本サービスを利用するために必要な利用環境を自己の責任をもって維持するものとします。
2. 会員は、接続機器ならびに会員の端末機器等を他人に無断で使用されないよう、会員自身の責任においてこれらを管理するものとします。
3. 前2項に定める利用環境の維持、設備・機器等の管理がなされなかったために会員が本サービスを利用できなかった場合であっても、当社は一切責任を負わず、また料金等の減額・返還等には応じないものとします。

第20条（承諾の限界）

当社は、会員から当社へ直接あるいは協定事業者等を通じて工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、または工事後の保守を行うことが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。会員は、あらかじめ異議なくこれを承諾するものとします。

第21条（会員の切分責任）

1. 会員は、本サービスの利用中において異常を発見したときは、会員の端末機器その他当社および専用回線提供事業者の責任範囲に属さない設備、機器等に故障がないことを確認のうえ、当社へ直接あるいは協定事業者等を通じて修理の請求をするものとします。
2. 前項の確認に際して、会員から請求があった場合には、当社は、当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を会員にお知らせします。
3. 当社は、専用回線および集合住宅側設備等電気通信設備に障害を生じ、又は、その設備が滅失したことを知ったときは、速やかにその設備を修理し、又は復旧します。
4. 当社が行う第2項の試験により、専用回線および会員回線に故障がなく、故障の原因が会員の端末設備その他当社の責任範囲に属さない設備、機器等にあると判定されたときは、会員が当該試験に要した費用を負担するものとします。この場合の負担を要する費用の額は、当社係員の派遣及び試験の実施に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第7章 禁止事項等

第22条（禁止事項）

会員は本サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1)他者もしくは当社の著作権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (2)他者もしくは当社の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (3)他者のメール受信を妨害する行為、その他他者もしくは当社に不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為。
- (4)他者もしくは当社を誹謗、中傷する行為。公序良俗に反する行為もしくはそのおそれのある行為、または公序良俗に反する情報を他者に提供する行為。
- (5)犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。
- (6)事実と反する、またはそのおそれのある情報を提供する行為。
- (7)ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為。無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為。
- (8)サービスによりアクセス可能な当社または他者の情報を改ざん、消去する行為。選挙の事前運動等公職選挙法に違反する行為。
- (9)他者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等の電子メールを送信する行為または嫌悪感を抱く電子メール（嫌がらせメール）を送信する行為。
- (10)連鎖的なメール転送を依頼する行為および当該依頼に応じて転送する行為。

- (11)本人の同意を得ることなく、または不当な手段により他者の個人情報、もしくは他の会社の公開されていない情報を収集する行為。
- (12)本サービスの運営を妨げ、もしくはその信用を毀損する行為。ID及びパスワードを不正に使用する行為。
- (13)当社または他者の設備等に無権限でアクセスする行為。
- (14)コンピューターウイルス等有害なプログラムを本サービスを通じて、または本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為。
- (15)その他、法令に違反する、または違反するおそれのある行為。
- (16)上記各号のいずれかに該当する行為（当該行為を他者が行っている場合を含みます。）が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為。
- (17)その他、当社が不適切と判断する行為。

第23条（利用停止等）

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。その場合、当社はあらかじめそのことを当社の定める方法で会員に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではないものとします。
 - (1)サービス契約に関して当社に虚偽の事項を通知したことが判明したとき。
 - (2)支払期日を経過しても本サービスの料金等を支払わないとき。（なお、第30条第2項により、権利の譲渡が行われた場合には、権利の譲受人に対する料金等の不払も含むものとします。）
 - (3)料金等の支払に使用するクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジット利用契約の解除その他の理由によりクレジットカードの利用を認められなくなったとき。
 - (4)第22条その他本規約の規定に違反したとき。
 - (5)本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の設備、機器、システム等に著しい障害を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。
 - (6)会員が、当社が提供する他のサービスの会員の場合、または専用回線を使用してソフトバンクテレコム株式会社の「IP電話サービス契約約款」に基づき提供されるIP電話サービスの会員の場合で、当該サービスの利用停止事由が発生したとき、またはこれらの利用を停止されたとき。
2. 会員が複数のサービス契約を締結している場合において、当該サービス契約のうちのいずれかについて前項の規定により本サービスの利用を停止されたときは、当社は、当該会員が締結している他の全てのサービス契約に基づく本サービスの利用を停止することができるものとします。
3. 当社は、当社所定の基準にしたがい本サービスの運営上必要であると判断した場合、会員の本サービス利用に係る通信について、当該通信に割り当てる帯域を制限する場合があります。
4. 本条に基づき本サービスの利用が停止・制限された場合であっても、当該本サービス停止・制限原因が解消されるまで、またはサービス契約が解除されるまでの間については、会員は料金等支払義務を免れないものとします。また、当社は本条に基づく本サービスの利用の停止または制限により会員に発生した損害について、一切責任を負わないものとします。

第8章 解約等

第24条（会員によるサービス契約の解除）

1. 会員は、サービス契約を解約しようとするときは、当社所定の方法によりあらかじめ当社に通知するものとし、会員が別段の意思表示をした場合を除き、当該通知が当社に到達した月の月末をもってサービス契約が終了するものとします。
2. 本条に従い会員が本サービスを解約する場合、会員は、第34条第2項および第35条で定める各サービス規約の定めに従い接続機器を返還するものとします。

第25条（当社が行うサービス契約の即時解除）

1. 当社は、第23条第1項に基づき本サービスの利用停止を受けた会員が当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事由が解消されない場合には、会員に通知することにより、サービス契約を解除できるものとします。
2. 前項に係らず、当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしにサービス契約を即時解除できるものとします。なお、この場合、会員が本サービスの他に当社が提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解除することがあることを、会員は予め了承するものとします。
 - (1) 第23条第1項各号所定の事由に該当し、当社の業務の遂行に支障をきたすと当社が判断した場合。
 - (2) 会員に対する差押え、仮差押え、又は仮処分命令の申立てがあった場合。
 - (3) 破産、民事再生手続（個人債務者再生手続を含みます。）の申立てがあった場合。
 - (4) 手形不渡その他支払いを停止した場合。
 - (5) 当社からの通知が到達しなかった場合、その他居所が判明しない場合。
 - (6) 会員が死亡したことを当社が知った場合。
 - (7) 当社が提供する他のサービスの会員の場合で、当該会員資格を失った場合、またはこれらのサービスの解除事由に該当した場合。
 - (8) IP接続専用サービスに係る利用契約が終了した場合。
3. サービス契約が解除された場合、会員は、サービス契約および当社と会員間で締結された他の契約に基づく一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、未払債務の全額を直ちに当社に支払うものとします。

第26条（当社が行うサービス契約の任意解約）

1. 当社は、事由の如何を問わず主契約が終了した場合または専用回線の終端が属する集合住宅に設置された同一の集合住宅側設備を共同で利用する会員が、当社が別途規定する人数未満になった場合には、会員に通知の上サービス契約を解除することができるものとします。
2. 前項に基づく当社のサービス契約の解除により会員が被る損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第9章 雑則

第27条（情報等の削除）

1. 当社は、会員が当社の提供するサーバー上に登録した情報または文章等が、以下の事項に該当すると判断した場合、当該会員に通知することなく、当該情報または文書等を削除することができるものとします。
 - (1)第22条各号の禁止行為に該当する場合、もしくは個別規約において禁止事項として定められた行為に該当する場合。
 - (2)本サービスの保守管理上削除することが必要であると当社が判断した場合。
 - (3)登録、提供された情報または文書等の容量が当社の機器の所定の記録容量を超過した場合。
 - (4)その他、当社が削除の必要があると判断した場合。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、情報の削除義務を負うものではありません。
3. 当社は、本条の規定に従い情報を削除したこと、もしくは情報を削除しなかったことにより会員または第三者に発生した損害について、一切責任を負いません。

第28条（著作権等）

1. 会員は、本サービスを通じて当社が会員に提供する情報（映像、音声、文章等を含む。以下同じ）に関する著作権その他一切の権利が、当社または当社に対して当該情報を提供した第三者に帰属するものであることを確認します。
2. 会員は、本サービスを通じて当社から提供される情報を自己の私的使用の目的にのみ使用するものとし、商業目的に利用したり、他者への転送や一般公衆が閲覧できるホームページ等への掲載をしたり、私的使用の範囲を超える目的で複製し、出版し、放送し、公衆送信するなどを行ってはならず、および第三者をして行わせてはならないものとします。

第29条（個人情報等の保護）

当社は、会員および申込者の個人情報の収集、利用、提供および公表等にあたり、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」、および「個人情報保護マネジメントシステム - 要求事項」（JISQ15001）の遵守徹底を図り、当社の「個人情報保護のための行動指針」（<https://www.softbankbb.co.jp/privacy/index.html>）に従い適切に実施します。

第30条（権利の譲渡制限）

1. 会員は、サービス契約上の地位またはサービス契約に基づく権利義務のいかなる一部についても、譲渡、貸与または質入等の担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。
2. 当社は、本規約に基づき会員に対して有する権利を金融機関その他の第三者に対して譲渡または信託し、もしくは担保権を設定する場合があります。会員はあらかじめこれを異議なく承諾するものとします。

第31条（管轄裁判所）

会員と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

第10章 BBフォン利用契約に関する特約

第3条で定める区分のうち第2種サービスの会員がBBフォンの利用を希望する場合、別途BBテクノロジー株式会社が定める「BBフォン利用規約」(以下「BBフォン規約」といいます)に同意の上BBフォンの利用を申し込むものとし、BBフォンの利用に関しては、BBフォン規約が適用されるものとします。なお、2004年7月21日よりサービス仕様に変更となったことに伴い、申し込み日に応じて、以下で定める第32条または第33条の何れかの規定が適用されるものとします。また、タイプVをご利用の会員とタイプEをご利用の会員で、適用される条項が異なりますのでご注意ください。

第32条 (2004年7月20日以前にBBフォンを申し込んだ会員に関する特約条項)

1. BBフォンは、本サービスのオプションサービスとして利用するものとし、BBフォン規約第3条第1項で定める区分のうち、利用者回線型が適用されます。この場合、BBフォン規約第2条第1項第16号で定める利用者回線を本規約第2条第1項第12号で定める会員回線と読み替えるものとします。
2. BBフォンを利用する会員については、「BBフォン規約」の定めのうち以下の事項が「BBフォン規約」に優先して適用されるものとします。

(1) BBフォンの利用契約の申込

BBフォンの利用契約の申込にあたり、会員は下記の条件を満たす必要があります。

- (イ) BBフォン利用契約の申込の際に、BBテクノロジー株式会社に対してサービス会員回線(「BBフォン規約」第2条第1項第16号で定義する0AB-J番号を付与された電話回線)を登録すること
- (ロ) 前号のサービス会員回線につき、会員が正当な利用権原を有していること
- (ハ) 本サービス契約対象の会員回線(第2条第1項第12号で定義する光アクセス回線)と前号のサービス会員回線が同一の終端場所であること

(2) BBフォンの利用契約の成立時期

BBフォン利用契約は、会員によりBBフォンの申込がなされ、かつBBテクノロジー株式会社が当該申込を承諾することを条件として、次の各号のうち何れか早い日に成立するものとします。

- (イ) BBテクノロジー株式会社所定の方法により、会員がBBフォンの入会申込時に登録したサービス会員回線につき、正当な利用権原を有していることをBBテクノロジー株式会社が確認した日の7営業日後
- (ロ) BBテクノロジー株式会社所定の方法により、本サービス契約対象の会員回線に係る終端の場所におけるBBフォンの開通をBBテクノロジー株式会社が確認したとき
- (ハ) 本サービス契約対象の会員回線の開通前に(イ)で定める期日が到来した場合は、本サービス契約対象の会員回線の開通日

(3) BBフォンの利用契約の成立

BBテクノロジー株式会社は次の各号の一に該当する場合には、会員のBBフォンの入会

申込を承諾しないことがあります。

(イ) BBフォンの入会申込時に申告したサービス会員回線について、既に他の事業者からDSLサービス等本サービスと両立しないサービスの提供を受けている場合

(ロ) BBフォンの利用契約申込後、会員がBBフォンの入会申込時に登録したサービス会員回線につき正当な利用権原を有していないことが判明した場合

(4) BBフォンの利用料金

BBフォンの基本料金は、毎月末日締めにて、サービス料金表の規定に従い月額計算します。但し、利用契約の開始月においては、サービス料金表の規定に従い、BBフォンの契約成立日から当該月の末日までの日割計算をします。

なお、BBフォンの通話料については、BBフォン規約にしたがうものとします。

(5) 住所の移転

会員が住所等を移転する場合、会員は所定の手続に従いBBテクノロジー株式会社に対し解約の通知を行うものとします。会員が当該解約通知をなさず、もしくは当該解約通知が遅れたことにより解約手続が遅れた場合でも、会員は利用契約の終了までに発生するBBテクノロジー株式会社に対する料金等の債務を支払うものとします。

(6) BBフォンの利用停止に関する特約

BBテクノロジー株式会社は、主契約者が主契約に基づく義務を履行しないときは、会員のBBフォンの利用を停止することができるものとします。

(7) 免責に関する特約

BBテクノロジー株式会社は、集合住宅側設備の障害に起因してBBテクノロジー株式会社はBBフォンを提供できない場合において、BBテクノロジー株式会社が当該集合住宅側設備が設置されている施設等に立ち入ることができず、当該障害の復旧が遅延したことにより会員に発生する損害については、BBテクノロジー株式会社は一切の責任を負わないものとします。

(8) BBフォンの利用契約の終了に関する特約

事由の如何を問わず、本サービスに係るサービス契約が終了した場合は、当然にBBフォンの利用契約も終了するものとします。

第33条 (2004年7月21日以降にBBフォンを申し込んだ会員に関する特約条項)

1. タイプVを利用する場合、BBフォンは本サービスの標準サービスとなり、タイプEを利用する場合、BBフォンは本サービスのオプションサービスとなります。何れのプランを利用する場合でも、本サービスを利用する会員がBBフォンを利用する場合には、BBフォン規約第3条第1項で定める区分のうち、契約者回線型が適用されます。この場合、BBフォン規約第2条第1項第17号で定める契約者回線を本規約第2条第1項第12号で定める会員回線と読み替えるものとします。

2. BBフォンを利用する会員については、「BBフォン規約」の定めのうち以下の事項が「BBフォン規約」に優先して適用されるものとします。

(1) BBフォンの利用契約の成立時期

(イ) タイプVを利用する会員の場合は、BBフォン利用契約は、会員によりBBフォンの申込がなされ、かつBBテクノロジー株式会社が当該申込を承諾することを条件として、次の各号のうち何れか早い日に成立するものとします。

(i) 開通日

(ii) BBテクノロジー株式会社所定の方法により、本サービス契約対象の会員回線に係

る終端の場所におけるBBフォンの開通をBBテクノロジー株式会社が確認したとき

(ロ) タイプEを利用する会員が本サービスのオプションサービスとしてBBフォンの申し込みをした場合は、BBフォン利用契約は、会員によりBBフォンの申込がなされ、かつBBテクノロジー株式会社が当該申込を承諾することを条件として、次の各号のうち何れか早い日に成立するものとします。

(i) BBテクノロジー株式会社が当該申し込みを受け付けた日の6営業日後

(ii) BBテクノロジー株式会社所定の方法により、本サービス契約対象の会員回線に係る終端の場所におけるBBフォンの開通をBBテクノロジー株式会社が確認したとき

(iii) 本サービスの契約成立日前に(i)で定める期日が到来した場合は、本サービスの契約成立日と同日

(2) BBフォンの利用料金

BBフォンの基本料金は、毎月末日締めにて、サービス料金表の規定に従い月額計算します。但し、利用契約の開始月においては、サービス料金表の規定に従い、BBフォンの契約成立日から当該月の末日までの日割計算をします。

なお、BBフォンの通話料については、BBフォン規約にしたがうものとします。

(3) 住所の移転

会員が住所等を移転する場合、会員は所定の手続に従いBBテクノロジー株式会社に対し解約の通知を行うものとします。会員が当該解約通知をなさず、もしくは当該解約通知が遅れたことにより解約手続が遅れた場合でも、会員は利用契約の終了までに発生するBBテクノロジー株式会社に対する料金等の債務を支払うものとします。

(4) BBフォンの利用停止に関する特約

BBテクノロジー株式会社は、主契約者が主契約に基づく義務を履行しないときは、会員のBBフォンの利用を停止することができるものとします。

(5) 免責に関する特約

BBテクノロジー株式会社は、集合住宅側設備の障害に起因してBBテクノロジー株式会社がBBフォンを提供できない場合において、BBテクノロジー株式会社が当該集合住宅側設備が設置されている施設等に立ち入ることができず、当該障害の復旧が遅延したことにより会員に発生する損害については、BBテクノロジー株式会社は一切の責任を負わないものとします。

(6) BBフォンの利用契約の終了に関する特約

事由の如何を問わず、本サービスに係るサービス契約が終了した場合は、当然にBBフォンの利用契約も終了するものとします。

第11章 接続機器に関する特約

第34条 (光BBユニット及びVDSLモデムに関する特約)

1. 接続機器のうち光BBユニット及びVDSLモデムの提供主体はサービス区分ごとに以下のとおりとします。

(1) 第1種サービスの場合はソフトバンクテレコム株式会社が提供するものとします。

(2) 第2種サービスの場合は当社が提供するものとします。

2. 光BBユニット及びVDSLモデムは、以下のサービス規約に基づき、前項で定める提供主体が提供するものとします。

- (1) 第1種サービスの場合は、専用回線提供事業者が定める「専用サービス契約約款」(ただし、利用料金および工事費等の取り扱いについては、接続機器レンタル規約を準用します。)
- (2) 第2種サービスの場合は、当社が定める「接続機器レンタル規約」
3. 第2種サービスを利用する会員については、「接続機器レンタル規約」の定めのうち以下の事項が「接続機器レンタル規約」に優先して適用されるものとします。
- (1) レンタル料金の発生時期は、次のとおりとします。
- (イ) タイプVを利用する会員の光BBユニット及びVDSLモデムのレンタル料金の発生時期は、会員回線の開通日の7日後から発生するものとします。
- (ロ) タイプEを利用する会員の光BBユニットのレンタル料金の発生時期は、BBフォンの契約成立日と同日から発生するものとします。
- (2) サービス契約の終了後30日以内に会員が光BBユニット及びVDSLモデムを当社に返還しない場合、レンタル規約の定めに係らず、当社は会員に対し当社所定の違約金を請求できるものとし、会員はこれを支払う義務を負うものとします。

第35条 (無線LANカードに関する特約)

1. 接続機器のうち無線LANカードは、当社または指定レンタル事業者が定める「接続機器レンタル規約」が適用になるものとします。
2. 当社または指定レンタル事業者が別途定める「接続機器レンタル規約」の規定に係らず、会員が無線LANカードのレンタルを本サービスと別に申し込んだ場合は、無線LANカードのレンタル料金については、無線LANカードが会員に到達した時期に係らず、その申込日から起算して7日目の日が属する月の翌月1日から発生するものとします。
3. サービス契約の終了後30日以内に会員が無線LANカード等の接続機器を当社または指定レンタル事業者へ返還しない場合、レンタル規約の定めに係らず、当社または指定レンタル事業者は会員に対し所定の違約金を請求できるものとし、会員はこれを支払う義務を負うものとします。

第12章 「Yahoo! BB 光 TV package」における 「Yahoo! BB 光 マンション」サービスの利用に関する特約

会員が「Yahoo! BB 光 TV package」において本サービスを利用する場合、当該会員には以下の特約が適用されます。なお、本章において「Yahoo! BB 光 TV package」とは、本サービスおよび「無線TVサービス利用規約」に基づき当社が提供する無線TVサービス、「受信装置(セット・トップ・ボックス)レンタル規約」に基づき当社が提供する受信装置のレンタルサービス、「BBTVサービス規約(約款)」に基づきビー・ビー・ケーブル株式会社が提供するBBTVサービスが一体として提供されるサービスをいいます。

なお、本規約第36条の定めは、2005年11月30日までにサービス契約の申込をした会員に限り適用されるものとし、2005年12月1日以降にサービス契約の申込をした会員には適用されないものとします。

第36条（「Yahoo! BB光TV package」における「Yahoo! BB光マシオン」サービスの利用に関する特約）

1. BBTVサービスのオプションサービスとのセット値引きに関する特約

当社は、会員が次の各号に定める全ての要件を満たすことを条件に、当該会員が利用する本サービスの利用料金の一部を値引きするものとします。

(1) 本サービスの利用契約が成立し、継続していること。

(2) 前号の利用契約の対象となる専用回線において、「Yahoo! BB光TV package」を構成する各サービスにかかる利用契約およびビー・ビー・ケーブル株式会社の定める「BBTVサービス規約（約款）」および「BBTV・放送サービス個別規定」に基づく「ベーシックチャンネルパック」または同社の定める「BBTVサービス規約（約款）」または「BBTV・VOD個別規定」に基づく「ベーシックビデオパック」或いはその両方に関する利用契約が成立し、当該各利用契約が継続していること。

(3) 第1号第2号に定める全ての利用契約にかかるサービス料金の全額が課金開始されていること。

(4) 前号に定めるサービス料金全てに関して、当社において何らの減免措置、課金停止事由、非課金事由がなく、会員の支払義務が存し、当社の徴収対象となっていること。

2. 前項の値引きは、前項に定める全ての要件を満たした月から適用されます。

3. 会員が第1項の要件のうちひとつでも満たさなくなった場合、値引きの適用は、当該要件を満たさなくなった月をもって終了します。

【附記】

1. 第2条第(7)号に定める「専用回線提供事業者」とは、次の通りとします。

(1) ソフトバンクテレコム株式会社

(2) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社

2. 前項で定める専用回線提供事業者は集合住宅ごとに決定するものとします。

【附則】

2005年12月1日付の会社分割に伴い、本サービスにおける「インターネット接続サービス」の一部機能である中継伝送サービスはBBテクノロジー株式会社の定める「中継伝送サービス規約」に基づき提供されるものとします。会員が本サービスの提供を受けるためには、当社の他にBBテクノロジー株式会社との間で中継伝送サービスに係る利用契約を締結することが必要となります。なお、第6条に定める本サービス契約の申込により、中継伝送サービスの利用申込も行ったものとします。

(2003年10月10日制定)

(2003年11月1日実施)

(2003年12月1日改定)

(2004年4月13日改定)

(2004年4月27日上記改定実施)
(2004年7月21日改定実施)
(2004年10月5日改定実施)
(2005年3月1日改定)
(2005年3月7日上記改定実施)
(2005年3月20日改定実施)
(2005年6月1日改定実施)
(2005年7月1日改定実施)
(2005年10月15日改定)
(2005年11月1日上記改定実施)
(2005年12月1日承継改定実施)
(2006年10月1日改定実施)